

令和6年度病床機能報告の結果（両磐）

資料2

■病床機能報告制度について 病床機能報告制度は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13第4項の規定に基づいています。 地域医療構想の策定及びその実現に向けた取組に当たって、地域の医療機関が担っている医療機能の現状把握、分析を行う必要があります。そのために必要なデータを収集するため、医療機関がその有する病床（一般病床及び療養病床）において担っている医療機能を自ら選択し、病棟単位を基本として都道府県に報告する仕組みが「病床機能報告制度」です。 また、医療機能に加えて、その病棟にどんな設備があるのか、どんな医療スタッフが配置されているのか、どんな医療行為が行われているのかについても報告する仕組みとなっています。
■医療機能について 医療機関が報告し、都道府県が2025年の必要量を定めることとなる医療機能は、次の4つの区分です。 ○高度急性期：急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの（救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット等の急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟） ○急性期：急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（前号に該当するものを除く。） ○回復期：急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。） ○慢性期：長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるものの

「岩手県における医療機能ごとの病床の状況（令和6年度）」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/seido/1079911/1002827/1084869/index.html>

2024年時点												
報告年度	病院・診療所	構想区域	市町村	医療機関ID	医療機関名称	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟 (再開予定)	休棟 (廃止予定)	合計
R6	01病院	304両磐	3209一関市	10301112	一関市国民健康保険藤沢病院	0	0	44	0	0	0	44
R6	01病院	304両磐	3209一関市	10301113	岩手県立磐井病院	0	305	0	0	0	0	305
R6	01病院	304両磐	3209一関市	10301114	岩手県立大東病院	0	0	40	0	0	0	40
R6	01病院	304両磐	3209一関市	10301116	医療法人博愛会 一関病院	0	110	0	0	89	0	199
R6	01病院	304両磐	3209一関市	10301118	医療法人社団愛生会昭和病院	0	54	0	0	0	0	54
R6	01病院	304両磐	3209一関市	10301119	岩手県立千厩病院	0	60	56	0	0	32	148
R6	01病院	304両磐	3209一関市	10301120	独立行政法人国立病院機構岩手病院	0	0	50	200	0	0	250
R6	01病院	304両磐	3209一関市	20301121	医療法人清和会 岩手クリニック一関	0	0	0	0	0	15	15
R6	01病院	304両磐	3209一関市	20301122	コスモスレディースクリニック	0	12	0	0	0	0	12
R6	01病院	304両磐	3209一関市	20301124	一関中央クリニック	0	17	0	0	0	0	17
R6	01病院	304両磐	3209一関市	20301126	齊藤産婦人科医院	0	19	0	0	0	0	19
R6	01病院	304両磐	3209一関市	20301127	くわしま眼科クリニック	0	0	0	0	0	4	4
R6	01病院	304両磐	3209一関市	20303019	二宮眼科医院	0	12	0	0	0	0	12
合計(a)						0	589	190	200	89	51	1119
2025年必要病床数(b)						76	278	290	237	—	—	881
差(a-b)						▲ 76	311	▲ 100	▲ 37	—	—	238